

○特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

平成十九年七月四日三重県条例第三十八号

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例をここに公布します。

特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会条例

(設置)

第一条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)

第二条第一項に規定する特定産業廃棄物に関する事案(次条において「対象事案」という。)等について調査検討するため、知事の附属機関として、特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第二条 委員会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査検討する。

- 一 対象事案に係る県が行った措置等の調査に関する事項
- 二 産業廃棄物の不適正処分の再発防止についての検討に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正〔平成二十四年条例六号〕

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十四年三月二十七日三重県条例第六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。